



重要なお知らせ



令和5年4月1日から、

輸入中古農業機械が植物検疫の対象となります。

植物防疫法の改正により、輸入中古農業機械が植物検疫の対象となります。令和5年4月1日以降に輸入される中古農業機械には、以下の対応が必要となります。

- ◆ 輸出国政府機関により発行された検査証明書（Phytosanitary Certificate）が添付されること。
- ◆ 中古農業機械は清掃され、土や植物残さ、検疫有害動植物が付着していないこと。検査証明書に土や植物残さが付着していないことを証明する追記がされること。
- ◆ 植物防疫法施行規則で定める港及び空港（飛行場）で輸入されること。
- ◆ 輸入時に植物防疫所へ届け出て、輸入検査を受けること。

※ 植物検疫の対象となる輸入中古農業機械の詳細は裏面をご覧ください。



- ◆ 輸入時に検査証明書が添付されていない場合や、検査証明書に適切な追記が無い場合は、輸入が認められません。

- ◆ 以下の違反行為に対し、罰則が科せられる場合があります。

- ▶ 検査証明書無添付での輸入や検査を受けずに輸入した場合
3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（法人の場合は5,000万円以下の罰金）



（農業機械の例）



（土の付着例）

植物防疫所の主なお問合せ先

- | | | | |
|------------|--------------|-------------|--------------|
| ● 横浜植物防疫所 | 045-211-7152 | ● 門司植物防疫所 | 093-321-2601 |
| ● 名古屋植物防疫所 | 052-651-0112 | ● 那覇植物防疫事務所 | 098-868-2850 |
| ● 神戸植物防疫所 | 078-331-2386 | | |



植物検疫の対象となる輸入中古農業機械の範囲

改正植物防疫法施行規則 での品目名 (中古のものに限る)	輸入検疫の対象となる中古農業機械(以下のHSコード(税関輸入統計品目)に属する中古製品)		
	HSコード	(項)	(号) (細分)
農業、園芸又は林業の用に 供する機械(整地又は耕作の 用に供するものに限る。)	8432.10-000	農業用、園芸用又は林業用の機 械(整地用又は耕作用のものに 限る。)及び芝生用又は運動場用 のローラー	プラウ
	8432.21-000		ディスクハロー
	8432.29-000		その他のもの
	8432.31-000		不耕起栽培用の播種機、植付け機及び移植機
	8432.39-000		その他のもの
	8432.41-000		堆肥散布機
	8432.42-000		施肥機
農業の用に供する草刈機、乾 草製造機、わら用若しくは牧 草用のベロー、収穫機又は 脱穀機	8432.80-000	収穫機及び脱穀機(わら用又は 牧草用のベローを含む。)、草 刈機並びに卵、果実その他の農 産物の清浄用、分類用又は格付 け用の機械(第84.37項の機械を 除く。)	その他の機械 ※ただし、運動場用ローラー等の製品も存在するため、農業・園芸・林業用のものに限定
	8433.20-000		その他の草刈機(トラクター装着用のカッターバーを含む。)
	8433.30-000		その他の乾草製造用機械
	8433.40-000		わら用又は牧草用のベロー(ピックアップベローを含む。)
	8433.51-000		コンバイン
	8433.52-000		その他の脱穀機
	8433.53-000		根菜類又は塊茎の収穫機
農業用トラクター	8433.59-000	トラクター (第87.09項のトラクターを除く。)	その他のもの
	8701.10-000		一軸トラクター
	8701.30-000		無限軌道式トラクター ※ただし、土木建築用の機械も存在するため、農業用のものに限定
	8701.91-010		その他のもの (エンジン出力が18キロワット以下のもの)
	8701.92-010		その他のもの (エンジン出力が18キロワットを超え37キロワット以下のもの)
	8701.93-011		その他のもの (エンジン出力が37キロワットを超え75キロワット以下のもの)
	8701.93-012		農業用のもの (エンジン出力が52キロワット以下のもの)
	8701.94-010		農業用のもの (エンジン出力が52キロワットを超えるもの)
	8701.95-010		農業用のもの (エンジン出力が130キロワット以下のもの)
			その他のもの (エンジン出力が130キロワットを超えるもの)